

第5 地方自治法に基づく対応等

1 概要

職業紹介事業の適正な運用を確保し労働力需給の適正な調整を図るとともに、求職者の適正な就業条件を確保することにより、その保護及び雇用の安定を図るため、求職者等からの相談に対する適切な対応や、特定地方公共団体に対する職業紹介制度の周知徹底、研修への協力等を行うとともに、必要な場合には、地方自治法に基づく対応を行うこととする。

2 特定地方公共団体への周知徹底

職業紹介事業の適正な運営と、求職者の保護を図るためには、職業紹介事業制度に関する正しい理解が必要不可欠であることから、特定地方公共団体、求人先、労使団体等に対するリーフレット等の作成・配付、職業紹介事業制度の概要に関する説明会の開催、都道府県労働局及び安定所内の適当な場所への掲示、特定地方公共団体、求人先等に対する集団指導の実施等その啓発を本省及び都道府県労働局のすべてにおいて積極的に行うこととする。

3 地方自治法に基づく対応

(1) 概要

厚生労働大臣は、地方自治法第245条の5の規定に基づき、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

また、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、その担任する事務に関し、地方公共団体に対し、地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

このため、法第48条の4の規定に基づき求職者から特定地方公共団体が法律の規定等に違反している事実がある旨の申告があった場合等、特定地方公共団体の法令違反の疑いが生じた場合には、資料の提出の要求を行い、事実関係を厳正に確認した上で、必要に応じて、技術的な助言、勧告又は是正の要求を行うことにより対応することとなる。

なお、技術的助言は地方自治法第247条の規定により、資料の提出の要求については地方自治法第248条の規定により、これを書面によらないで行った場合であっても、当該地方公共団体からこれらの関与の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならないこと、是正の要求は地方自治法第249条の規定により、当該是正の要求等の内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない

い（ただし、当該書面を交付しないで是正の要求等をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。）こととされていることに留意すること。

(2) その他

地方自治法第 245 条の 5 第 5 項の規定により、是正の要求を受けた地方公共団体は、当該事務の処理について違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない。また、地方公共団体が是正の要求に応じない場合には、地方自治法第 251 条の 7 の規定に基づき、厚生労働大臣は高等裁判所に対し当該地方公共団体を被告として、訴えをもつて当該地方公共団体の不作為の違法の確認を求める場合がある。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（関与の意義）

第245条 本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体はその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。

一 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為

イ 助言又は勧告

ロ 資料の提出の要求

ハ 是正の要求（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに当該普通地方公共団体に対して行われる当該違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことの求めであつて、当該求めを受けた普通地方公共団体がその違反の是正又は改善のため必要な措置を講じなければならないものをいう。）

ニ 同意

ホ 許可、認可又は承認

ヘ 指示

ト 代執行（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は当該普通地方公共団体がその事務の処理を怠っているときに、その是正のための措置を当該普通地方公共団体に代わつて行うことをいう。）

二 普通地方公共団体との協議

三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名あて人とするものに限る。）及び審査請求その他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）

（関与の法定主義）

第245条の2 普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

（関与の基本原則）

第245条の3 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国

又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

- 2 国は、できる限り、普通地方公共団体が、自治事務の処理に関しては普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第245条第1号ト及び第3号に規定する行為を、法定受託事務の処理に関しては普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち同号に規定する行為を受け、又は要することとすることのないようにしなければならない。
- 3 国は、国又は都道府県の計画と普通地方公共団体の計画との調和を保つ必要がある場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との間の調整が必要な場合を除き、普通地方公共団体の事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第245条第2号に規定する行為を要することとすることのないようにしなければならない。
- 4 国は、法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を普通地方公共団体が作成する場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第245条第1号ニに規定する行為を要することとすることのないようにしなければならない。
- 5 国は、普通地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合等自治事務の処理について国の行政機関又は都道府県の機関の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によつてその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第245条第1号ホに規定する行為を要することとすることのないようにしなければならない。
- 6 国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第245条第1号へに規定する行為に従わなければならないこととすることのないようにしなければならない。

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

第245条の4 各大臣（内閣府設置法第4条第3項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第5条第1項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第14章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

(是正の要求)

第245条の5 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 各大臣は、その担任する事務に関し、市町村の次の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。

- 一 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する事務（第1号法定受託事務を除く。次号及び第3号において同じ。） 都道府県知事
 - 二 市町村教育委員会の担任する事務 都道府県教育委員会
 - 三 市町村選挙管理委員会の担任する事務 都道府県選挙管理委員会
- 3 前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めなければならない。
 - 4 各大臣は、第2項の規定によるほか、その担任する事務に関し、市町村の事務（第1号法定受託事務を除く。）の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
 - 5 普通地方公共団体は、第1項、第3項又は前項の規定による求めを受けたときは、当該事務の処理について違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない。

（助言等の方式等）

第247条 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、助言、勧告その他これらに類する行為（以下本条及び第252条の17の3第2項において「助言等」という。）を書面によらないで行った場合において、当該普通地方公共団体から当該助言等の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる助言等については、適用しない。

- 一 普通地方公共団体に対しその場において完了する行為を求めるもの
- 二 既に書面により当該普通地方公共団体に通知されている事項と同一の内容であるもの

3 国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った助言等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（資料の提出の要求等の方式）

第248条 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、資料の提出の要求その他これに類する行為（以下本条及び第252条の17の3第2項において「資料の提出の要求等」という。）を書面によらないで行った場合において、当該普通地方公共団体から当該資料の提出の要求等の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

（是正の要求等の方式）

第249条 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、是正の要求、指示その他これらに類する行為（以下本条及び第252条の17の3第2項において「是正の要求等」という。）をするとき、同時に、当該是正の要求等の内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該書面を交付しないで是正の要求等をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、国の行政機関又は都道府県の機関は、是正の要求等をした後相当の期間内に、同項の書面を交付しなければならない。

（普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起）

- 第 251 条の 7 第 245 条の 5 第 1 項若しくは第 4 項の規定による是正の要求又は第 245 条の 7 第 1 項若しくは第 4 項の規定による指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するとき
は、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為（是正の
要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の要求に応じた措置
又は指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じないことをいう。以
下この項、次条及び第 252 条の 17 の 4 第 3 項において同じ。）に係る普通地方公共団体の行政
庁（当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、
当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を
求めることができる。
- 一 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第 250 条の
13 第 1 項の規定による審査の申出をせず（審査の申出後に第 250 条の 17 第 1 項の規定によ
り当該審査の申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又
は指示に係る措置を講じないとき。
 - 二 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第 250 条の
13 第 1 項の規定による審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。
 - イ 委員会が第 250 条の 14 第 1 項又は第 2 項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通
知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第 251 条の 5 第 1
項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起
後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。）、かつ、当該是正の要求
に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。
 - ロ 委員会が当該審査の申出をした日から 90 日を経過しても第 250 条の 14 第 1 項又は第 2
項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その
他の執行機関が第 251 条の 5 第 1 項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求め
る訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じない
とき。
- 2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。
- 一 前項第 1 号の場合は、第 250 条の 13 第 4 項本文の期間
 - 二 前項第 2 号イの場合は、第 251 条の 5 第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる期間
 - 三 前項第 2 号ロの場合は、第 251 条の 5 第 2 項第 3 号に掲げる期間
- 3 第 251 条の 5 第 3 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の訴えについて準用する。
- 4 第 1 項の訴えについては、行政事件訴訟法第 43 条第 3 項の規定にかかわらず、同法第 40 条第
2 項 及び第 41 条第 2 項の規定は、準用しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第 1 項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限そ
の他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。